

広島市立大学 内部質保証の方針

1. 方針

国際平和文化都市を標榜する広島市の「知」の拠点、「市民と共生し、市民の誇りとなる大学」となることを目指して、広島市立大学の教育、研究、社会貢献について、建学の基本理念や教育研究上の目的等を念頭に置き、質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示する内部質保証の取組を恒常的に推進する。

2. 責任・役割

- (1) 全学的な内部質保証は、理事長（学長）の責任の下、内部質保証委員会が主体となり、執行部(*1)とすべての構成員が連携・協力し、着実に推進する。
- (2) 学部・研究科の内部質保証は、学部長・研究科長の責任の下、内部質保証に責任を負う組織(*2)が主体となり、学部・研究科執行部(*3)またはそれに準ずる役割を担う者とすべての構成員が連携・協力し、着実に推進する。
- (3) 内部質保証を推進するため、組織間の連携・協力を適時適切に行う。具体的には、主に次の枠組みを活用する（『内部質保証の手続き（イメージ）』参照）。
 - i. 教育研究評議会：大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関
 - ii. 経営協議会：法人の経営に関する重要事項を審議する機関
 - iii. 理事会：法人における意思決定機関
 - iv. 内部質保証委員会：内部質保証の計画・実行・検証・改善を担う機関
 - v. 教務委員会：教育の内部質保証における具体的取組を推進する機関
 - vi. 戦略会議：法人及び大学の戦略並びに大学の将来構想と、これらに沿った全学的な重要課題に取り組む組織

3. 手続き・運用

- (1) 学部・研究科・その他部局及び全学的な内部質保証は、いずれも『内部質保証の手続き（イメージ）』の枠組みを基軸としつつ、柔軟に推進する。
- (2) 学部・研究科及び全学的な教育の内部質保証は、『「教育の内部質保証」全体像』の枠組みを基軸としつつ、柔軟に推進する。
- (3) 内部質保証システム(*4)について、定期的に検証・改善を行う。

以 上

*1 執行部は、理事長・学長、理事・副学長、理事・事務局長、事務局次長を指す。

*2 内部質保証に責任を負う組織とは、学部・研究科の場合は、それぞれが定める内部質保証に責任を負う組織を表す。

*3 学部・研究科執行部は、組織により異なる場合があるが、概ね学部長（研究科長）、副学部長（副研究科長）等を指す。

*4 内部質保証システムは、広島市立大学の教育、研究、社会貢献に係る計画・実施・評価・改善を行う仕組みのことを指す。